

○愛南町条件付一般競争入札実施要綱

平成19年4月1日

告示第39号

改正 平成19年9月25日告示第96号

平成20年3月28日告示第28号

平成22年3月19日告示第26号

平成24年2月17日告示第18号

平成24年3月30日告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛南町が発注する建設工事について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象とする工事は、設計金額130万円以上のものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(入札の公告等)

第3条 町長は、前条に規定する対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、施行令第167条の6及び愛南町契約事務規則(平成17年愛南町規則第21号)第4条の規定により、愛南町公告式条例(平成16年愛南町条例第5号)第2条第2項に定める掲示板への掲示及び愛南町ホームページへ掲載する方法により公告する。

2 前項の規定による公告は、町長が別に定める標準入札公告例によるものとする。

(競争参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を備えているものとする。

(1) 愛南町建設工事請負業者選定規則(平成17年愛南町規則第23号)の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成19年愛南町告示第29号)の規定による入札参加資格停止期間中でないこと。

(3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 対象工事と同種の工事の実績があること。

- (5) 対象工事に配置する予定の主任技術者、現場代理人及び監理技術者等が適正であること。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営及び信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

(参加資格の決定)

第5条 競争参加資格は、対象工事ごとに、庁内検討会議である愛南町入札審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て町長が決定するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出及び受付)

第6条 町長は、条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)並びに同種(類似)工事の施工実績(様式第2号)及び主任(監理)技術者等の資格・工事経験(様式第3号)(以下これらを「資料」という。)の提出を求める。

- 2 申請書及び資料の提出は、持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送(以下「郵送等」という。)をするものとする。
- 3 申請書及び資料の受付は入札担当課において行い、受付期間は契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)の閲覧を開始した日の翌日から起算して10日間とする。
- 4 前項に定める期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに町長が競争参加資格がないと認める者は、当該条件付一般競争入札に参加することができない。
- 5 町長は、前各項に規定する事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
  - (1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
  - (2) 町長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはできないものとする。
  - (3) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
  - (4) 申請書及び資料に関する問い合わせ先に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(競争参加資格の確認)

第7条 町長は、審査会の審査を経て、競争参加資格の有無について確認を行い、競争参加資格の確認の結果を競争入札参加資格確認通知書(様式第4号)により、申請書の提出期限日の翌日から起算して7日以内に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知に当たっては、競争参加資格がないと認める者に対しては、その理由を付するとともに、競争参加資格がないと認める理由について、通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)以内に説明を求めることができる旨を通知するものとする。この場合、競争参加資格がないと認める者が説明を求めない旨の書面を提出したときは、速やかに次順位者の競争参加資格の確認を行うものとする。

(競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明)

第8条 競争参加資格がないと決定した者は、入札担当課に書面を持参することにより、町長に対して説明を求めることができるものとする。

- 2 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、競争参加資格がないと認める理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、当該説明を求めた者に対し、競争入札参加資格不適格通知書(様式第5号)により競争入札参加資格がないと決定した理由を回答するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。

- 4 町長は、第2項の規定による回答及び前項の規定による通知を行う場合は、審査会の審査を経て行うものとする。

(設計図書等の閲覧及び質疑)

第9条 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始するものとし、入札執行日の前日まで行うものとする。

- 2 設計図書等に質疑がある場合は、質疑書により設計図書等の閲覧の受付場所への持参又は郵送等若しくは電子メールにより、入札執行日の5日前までに質問することができる。
- 3 設計図書等に対する質疑書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を質疑書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに閲覧を開始し、入札執行日の前日まで閲覧できるものとする。

(現場説明会)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

- 2 現場説明会を行う場合には、第8条の競争参加資格がないと認める者に対する理由の説

明手続が終了した日以降とし、入札執行日の7日前とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金は、免除するものとする。

2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(条件付一般競争入札の執行)

第12条 条件付一般競争入札の執行に先立ち、競争入札参加資格確認通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。

2 条件付一般競争入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第13条 予定価格を超える入札は、無効とする。

2 公告に示した条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、入札心得及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに町長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、当該確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札時点において入札参加資格停止期間中である者等入札時点において競争参加資格のないもののした入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 入札結果等については、次の内容を公表するものとする。

(1) 競争入札参加資格確認申請書を提出した業者名

(2) 競争参加資格がないと決定した業者名及びその理由

(3) 入札者名及び各入札者の入札金額並びに施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした工事について契約の相手方及び契約金額

2 落札者の決定後できる限り早期に入札担当課において、閲覧に供する方法及び愛南町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(競争参加資格の事後審査)

第15条 第7条第1項の規定にかかわらず、競争参加資格の確認は、入札後に愛南町低入

札価格調査制度実施要領(平成19年愛南町告示第27号)第6条に規定する落札候補者についてのみ行うことができる。この場合においては、事後審査とする旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により競争参加資格を入札後に確認する場合において、入札者が該当入札後に競争参加資格のない者であることが確認されたときは、当該入札者による入札を無効とし、競争入札参加資格不適合通知書(様式第6号)により該当入札者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により競争参加資格を入札後に確認する場合においては、第10条第2項に規定する現場説明会の開催日については、別に定めるものとする。
- 4 第1項の規定により競争参加資格を入札後に確認する場合においては、第12条第1項の規定による競争入札参加資格確認通知書の写しの提出は、不要とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年9月25日告示第96号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第28号)抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月17日告示第18号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第35号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)  
(単体企業申請の場合)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

受南町長 清水雅文様

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと並びに添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 入札公告 入札参加に必要な資格(3)に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告入札参加に必要な資格(4)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

(共同企業体申請の場合)

競争入札参加資格確認申請書(共同企業体)

年 月 日

愛南町長 様

共同企業体の事務所の所在地  
共同企業体の名称  
代表者名 ④

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、共同企業体を次のとおり結成したので、年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係る競争入札参加資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種	出資比率
代表者					
構成員					

2 工事の入札、見積り及び請負契約に基づく行為に使用する印

印影

3 入札公告記3(4)①に定める工事を記載した書面

4 入札公告記3(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(〇〇〇円)の切手をはった長形3号封筒を申請書と併せて提出してください。

様式第2号(第6条関係)

同種(類似)工事の施工実績

商号又は名称

工事名等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 (該当する□ にレ印を付す こと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率     %)
工事概要等	工 事 種 別	
	規模及び寸法	
	構造形式等	
	使 用 機 材 数 量	
	設 計 条 件	
備 考		

(注意事項)

- 1 入札公告3(4)①の施工実績について記入すること。
- 2 施工実績工事は、施工中も含む過去15年間の実績の中から公共工事を優先して、1件記載すること。
- 3 同種(類似)工事の判断は、提出者の判断とする。

(添付書類)

契約書又はCORINS登録の写し



様式第3号(第6条関係)

主任(監理)技術者等の資格・工事経験

商号又は名称

配置予定技術者の従事役職及び氏名		
最終学歴		
法令による資格及び免許		一級土木施工監理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年及び修了証番号)
工事経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
	工事内容	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号 ) 無
申込時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	例)本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 ) 無

(作成要領)

- 1 入札公告3(4)②の主任(監理)技術者について記載すること。
- 2 主任(監理)技術者の配置予定者については、当該工事と同種又は類似工事に従事した代表的な工事経験を記載のこと。
- 3 工事経験の概要における記載すべき従事役職は、従事役職の項目の3役職に限る(該当する□にレ印を付すこと。)
- 4 手持ち工事の配置技術者が確認できる書類を併せて添付すること。

様式第4号(第7条、第12条関係)

競争入札参加資格確認通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった 工事に係る競争入札参加資格について、次のとおり決定したので、通知します。

入札公告日	年 月 日		
入札日	年 月 日	時	分
工事名	工事		
競争入札参加資格の有無	有 無		
	競争入札参加資格がないと決定した理由		

(注意事項)

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用を契約書に記載することから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札してください。

なお、競争入札参加資格がないと通知された方は、町に対して競争入札参加資格がないと決定した理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

愛南町長 印

条件付一般競争入札参加資格がないと決定した理由について(回答)

年 月 日付けで申立てのありました、愛南町が公告した工事等に係る条件付一般競争入札参加資格がないと決定した理由は、次のとおりです。

入札公告日	年 月 日
工 事 名	工事
資格がないと決定した理由の説明	

様式第6号(第15条関係)  
(事後審査の場合)

競争入札参加資格不適合通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

愛南町長 印

さきに入札した次の工事の競争入札参加資格を審査した結果、次の理由により競争入札参加資格がないことが確認されました。

よって、愛南町契約事務規則第13条第1号の規定により貴社が行った入札は、無効とします。

入札公告日	年 月 日
入札日	年 月 日
工事名	工事
競争入札参加資格がないと決定した理由	

なお、競争入札参加資格がないと決定した理由について説明を求める場合は、  
年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第 1 号(第 6 条関係)

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)

様式第 4 号(第 7 条、第 12 条関係)

様式第 5 号(第 8 条関係)

様式第 6 号(第 15 条関係)